

防除実施計画書

熊本県 山都町
アライグマ防除実施計画書

令和3年4月

熊本県 山都町

目 次

1	目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	熊本県内及び山都町内における防除の現状	1
6	防除の目標	1
7	防除の方法	2
8	合意形成	4
9	普及啓発	5
10	モニタリング	5

資料

様式1：捕獲従事者台帳

様式2：捕獲従事者証

様式3：はこわな標識

様式4：アライグマ捕獲記録票

様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表

その他参考様式：はこわな危険表示版

1 目的

熊本県内では、平成22年9月に熊本市南区城南町、平成24年3月に上益城郡御船町においてアライグマの生息が確認され、平成26年2月に荒尾市でアライグマが県内で初めて捕獲され、その後県北での個体の目撃情報や捕獲が報告されていた。平成29年度に入り、宇城市や熊本市において目撃情報や捕獲が相次ぎ、本町においては、10月16日に本町金内の道路（国道443号線）上で、アライグマの雄1頭（体長83cm、頭胴長57cm、尾長26cm、体重6.5kg）が死亡しているところを発見された。

今後、本町においても、農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念される。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、町民との協働による防除の実施、また、これらを近隣市町村、県及び国等と連携しつつ進めることが重要である。

本計画は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効率的にアライグマの防除を行うことを目的として策定するものである。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（プロキュオン・ロトル *Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（プロキュオン・カンクリヴォルス *Procyon cancrivorus*）

※現時点で熊本県内での生息が確認されているのはアライグマのみです。

3 防除を行う区域

熊本県山都町全域とする。※山都町の位置は区域図参照。

4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から令和13年3月31日までとする。

※計画策定日以降のできるだけ早い日程から、「プロキュオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成17年農林水産省、環境省告示第九号）」で定める防除期間の終期までとする。

5 熊本県内及び山都町における防除の現状

(1) 生息状況

平成29年10月16日に、山都町金内の道路（国道443号線）上で、アライグマの雄1頭（体長83cm、頭胴長57cm、尾長26cm、体重6.5kg）が死亡しているところを発見された。

※県央地域の熊本市や宇城市において相次いで個体の目撃情報や捕獲が報告されている。

(2) 被害状況

現在のところ、アライグマによるものと考えられる被害は報告されていない。

(3) 捕獲状況

・平成29年10月16日 アライグマ(雄) 1頭

※死亡個体で発見

6 防除の目標

本町では、死亡個体の発見以外で個体の目撃情報や捕獲実績はないが、専門家によると発見された個体が若い成獣と思われるという見解があり、既に侵入が始まっていると考えられることから、今後、生息域の拡大や生息頭数の増加が懸念される。

これらのことから、本町における防除の最終目標は、アライグマの完全排除を目標とする。

7 防除の方法

(1) 関係法令等の遵守

アライグマの捕獲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づく「捕獲許可」又は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要であることから、防除の実施に当たっては、鳥獣保護管理法や外来生物法等の関係法令を遵守して行うものとする。

(2) 防除の進め方

防除に当たっては、山都町が実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら防除を実施するものとする。具体的には、アライグマに関する普及啓発、講習会の開催、情報の収集整理などを行い、全体的な実施計画の進行管理を行うものとする。

(3) 情報の収集

一般住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努めるものとする。また、得られた情報は、防除手法の検討や普及啓発などに活用するものとする。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公表することで、町民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行うものとする。

(4) 捕獲の実施

① 捕獲従事者

捕獲に従事できる者(以下「捕獲従事者」という。)は、原則として鳥獣保護管理法

による狩猟免許（わな猟免許）を有するものとする。防除従事者に対し、町担当職員は、防除の内容を具体的に指示するものとする。

ただし、狩猟免許を有しない町担当職員、被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、町等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとする。

② 捕獲従事者台帳の整備

捕獲従事者の氏名、住所、狩猟免許の番号等について記載した捕獲従事者台帳（様式1）を整備するものとする。

③ 捕獲従事者証の交付

捕獲従事者には、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する捕獲従事者証（様式2）を交付し、捕獲を実施する際には携帯させるものとする。

④ 使用するわな及び設置場所

使用するわなは、はこわなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行うものとする。

捕獲を行う際には、地域毎に可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域（重点捕獲地域）を設定して行う。

なお、設置するはこわなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識（様式3）に、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載し装着等を行うものとする。

⑤ 捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は、できるだけ苦痛を与えないよう、炭酸ガスを用いる等の殺処分を行うものとし、殺処分の実施場所は、捕獲現場か、山都町が定める場所に、はこわなに入れたまま運搬して実施するものとする。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雄雌などの判定を行い、捕獲場所、日時とともにアライグマ捕獲記録票（様式4）に記録を行い、殺処分した個体は、一般廃棄物として処分するなど適切に処理を行うものとする。

(5) 捕獲に係る留意事項

① 錯誤捕獲の防止

目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、はこわなの適正な設置場所を判断するものとする。

また、はこわなの設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとする。

② 事故の発生防止

はこわなを設置した場所の周辺で子どもが遊ぶことがないか等、周辺への安全確保を徹底する。また、事故防止の観点から、設置箇所周辺の民家や周辺農地の所有者等、設置箇所周辺に立ち入る可能性のある住民に周知するなどの対策を講じることとする。

③ 感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があることから、その取り扱いには十分注意するものとする。

殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた捕獲器、処分機材を素手で触れることのないよう留意するとともに、アライグマの入っている捕獲器を扱う際には、革手袋等を使用するものとする。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で十分殺菌し、使用後はこわなについても洗浄、消毒を行うものとする。

④ 捕獲個体の譲り受けと飼養

譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育そのほか公益上の必要があると認められる場合で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規程に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

⑤ その他

鳥獣保護管理法第2条第5項に規定する狩猟期間（熊本県：11月15日から2月15日）及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとする。

また、鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された猟法による捕獲は行わないこととする。

(6) 被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施し、農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととする。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止し、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図るものとする。

8 合意形成

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等の調整、合意形

成に努めるものとする。

(1) 土地所有者との調整

防除を行う地域の土地所有者に対して、防除実施内容に係る通知を行う。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努める。

(2) 施設管理者との調整

防除を行う地域に存する河川、水路等土地改良施設や緑地等の管理者に対しては、防除内容に係る連絡を行う。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努める。

9 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため、アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて、広報紙やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに目撃等の幅広い状況提供を求めるものとする。

また、必要に応じ、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を開催するものとする。

なお、捕獲従事者以外のものがアライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとする。

10 モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させるよう努めるものとする。

モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施するものとし、収集した情報のうち、痕跡・目撃・被害情報については「アライグマ痕跡・目撃・被害情報」(様式5)に記録し、捕獲情報については「アライグマ捕獲記録票」(様式4)に記載するものとする。

なお、モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行うものとする。